



事 務 連 絡
令和3年1月15日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）」の一部変更について

日頃、本県の教育行政に関して御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

さて、標記の件について、別添写しのとおり、1都3県に対し緊急事態宣言が発令されたことに伴い、県立学校において自宅勤務及び時差出勤の運用期間を冬季休業明けから令和3年2月7日（日）まで変更する通知が発出されました。

つきましては、市町村教育委員会におかれましても、引き続き自宅勤務及び時差出勤の活用についても適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

担当：人事・学事担当 菅
電話：048-830-6939
E-mail: a6930-03@pref.saitama.lg.jp



教 県 第 7 1 7 号

令 和 3 年 1 月 8 日

各 県 立 学 校 長 様

埼玉県教育委員会教育長

「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の
勤務等について（通知）」の一部変更について

標記の件については、令和2年12月23日付け教県第693号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）」に基づき、各学校において、適切な対応をお願いしているところです。

このたび、令和3年1月7日（木）に国から本県を含めた1都3県に対し緊急事態宣言が発令されたことに伴い、自宅勤務及び時差出勤の運用期間を冬季休業明けから令和3年2月7日（日）までと変更します。

担 当：県立学校人事課 学事担当 池田

電 話：048-830-6735

別紙

教職員の勤務等について

- 1 各学校で定めた冬季休業期間が明けてから、令和3年2月7日（日）までにおいて、授業等に支障がないと校長が認める場合、自宅勤務及び時差出勤を認めることができることとする。
- 2 自宅勤務の取扱いに関しては、令和2年5月29日付け教県第153-1号「『新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱』の一部改正について（通知）」に従い行うこと。
- 3 時差出勤の取扱いに関しては、令和2年4月13日付け教県第41-1号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）」の2に従うこと。
- 4 留意事項
 - (1) 総務事務システム対象職員は「自宅勤務申請書兼報告書」を記載の上、教職員本人が総務事務システムの「休暇の種類」の中の「自宅勤務」の項目を総務事務システムに入力し、管理職に提出すること。
なお、総務事務システム対象外職員は、「自宅勤務申請書兼報告書」を記載の上、管理職に提出すること。
 - (2) 総務事務システム対象外職員の出勤簿は、「自宅勤務」と記載し整理すること。